

第 633 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 18 年 1 月 13 日 (金) 13:30~15:20
2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎 2 号館 8 階)
3 議 題

(1) 答申事項

- ① 諮問第 302 号の答申「平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」(案)
- ② 諮問第 304 号の答申「平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について」(案)
- ③ 諮問第 305 号の答申「船舶船員統計調査の中止等について」(案)

(2) 部会報告

- ① 第 116 回及び第 117 回国民生活・社会統計部会
- ② 第 119 回運輸・流通統計部会
- ③ 第 100 回農林水産統計部会

(3) その他

4 配布資料

- ① 諮問第 302 号の答申「平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」(案)
- ② 諮問第 304 号の答申「平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について」(案)
- ③ 諮問第 305 号の答申「船舶船員統計調査の中止等について」(案)
- ④ 部会の開催状況
- ⑤ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑥ 平成 17 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 53 巻・第 11 号)
- ⑦ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、後藤委員、清水委員、
新村委員、引頭委員、椿委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、
厚生労働省桑島統計情報部長、
農林水産省小西統計部長
経済産業省吉岡統計企画室長、
国土交通省藤井情報管理部長、
東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省飯島調査企画課長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、
同熊埜御堂統計審査官、
同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 答申事項

1) 諮問第 302 号の答申「平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」(案)

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料 1 の答申(案)の朗読を行った。続いて、舟岡企業統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。舟岡部会長)答申(案)の内容について説明する前に、最初に答申に至るまでの経緯について説明する。

平成 18 年に実施される事業所・企業統計調査の計画については、10 月 14 日の第 630 回統計審議会に諮問され、企業統計部にその審議が付託された。本件に関しては、部会を 3 回開催し、私が作成した論点メモに沿って審議を行った。部会における審議は昨年 12 月までに終了しており、その審議内容については統計審議会で報告したとおりである。昨年 12 月の統計審議会においては、審議した計画に基づく調査実施の見通しが十分に立たない段階で答申を出すことは適当ではないという判断に立って、1 月に順延したところである。

その後の予算の政府案及び対処方針について、調査実施部局から説明していただく。

飯島課長) 前回の統計審議会でご説明申し上げたように、平成 18 年事業所・企業統計調査については、予算編成の過程でその効率化や合理化を更に検討するようにと求められたことから、必要な予算の確保に最大限の努力を行った。今回の政府予算案が緊縮型の予算となったこともあり、指導員・調査員報酬を中心に、全体としては当初要求額の約 5% 減という結果となっている。しかし、事業所・企業統計調査の実施については、今回の調査計画でプレプリント事項を拡大して指導員・調査員の業務量の軽減を図ること、あるいは予算のより一層の効率的、適切な配分に努めることなどにより、業務量に見合った報酬の確保は可能と判断している。諮問されている調査計画を変更することなく調査を実施することは、十分に可能であると考えている。

また、後ほど答申(案)が審議される予定の平成 18 年社会生活基本調査についても、当初要求額からは減額の査定となっているが、同様に調査計画に支障は生じないものと考えている。

舟岡部会長) 今お話ししていただいたような予算の政府案と対処方針を伺い、当初の調査計画に影響を生じないということであったので、12 月 27 日に予備日をとっていた企業統計部会の開催を取りやめて、第 84 回企業統計部会で取りまとめた答申(案)を本日報告することとした次第である。

それでは、答申(案)の内容について補足して説明する。

まず、前書きについては、諮問文の記述をそのまま踏襲している。

答申(案)の構成は、「1 今回の調査計画について」と「2 今後の課題」となっている。それでは、順に説明する。

「1 今回の調査計画について」の(1) 調査方法等についてであるが、まず独立行政法人等については、今回調査から民営事業所を対象とする調査票甲で調査することとしているが、審議の中で、調査事項の中で特に調査票甲

で定義する従業者概念が独立行政法人等に適用できるのかどうかとの疑問が出された。これについては、幾つかの独立行政法人等に照会したところ、これまで調査されていた調査票乙の従業者概念と定義が基本的に相違しないということから、問題がないことを確認できた。

他の調査事項についても、独立行政法人等においては企業の経営手法による業務・財務運営が行われていて記入が可能であり、また集計結果については独立行政法人等を除いた従来の民営事業所の集計結果を継続して把握できることから、答申（案）においては、独立行政法人等を調査票甲で調査することが適当であると整理した。

調査事項のうち事業所の名称・所在地、本所等の名称・所在地及び事業の種類についてプレプリントを行うことについては、報告者の負担を軽減し協力を得やすくすること及び変更の有無の確認欄を設けることや事業の種類について事業の業態欄との整合性のチェックを徹底する方針であることから、調査実施部局の提示した案で適当とされたが、確認欄の位置や欄外の注意書きが目立たないとの指摘があり、答申（案）では、報告者がプレプリント事項を確実に確認・修正するように、プレプリント事項の確認欄の位置や欄外の注意書きについて工夫を行う必要があることを記している。

これらの部会審議における指摘を受けて、プレプリント事項の確認欄の位置や欄外の注意書きを変更したことは、昨年12月の統計審議会で説明したとおりである。

本社等一括調査については、平成16年の3調査同時実施に係る答申において、導入の是非も含めて幅広く検討する必要があると指摘されている。これについては、調査実施部局から、本社等一括調査を導入するためには、国と地方公共団体との役割分担の明確化や本社に対する事業所概念の周知・徹底等の課題の解決が不可欠であるが、本調査の実施までにこれらの課題を解決することは困難であるという説明があり、今回の調査において導入しないことについては、やむを得ないとされた。

なお、調査実施部局からは、平成16年の3調査同時実施の際に本社等一括調査を行った企業、これは商業企業を中心として約2,200社であるが、これらに対しては、今回調査は事業所単位で調査を実施するという旨の協力依頼文を事前に発送した上で、企業側から本社等一括調査についての希望があれば、個別の回収対策として実施したいとの説明があったので、実施に当たっては、地方における実査と重複や漏れが生じないよう留意する必要があることを明記した。

調査票乙について、国や地方公共団体の事業所を対象とする調査は調査票乙で行うが、これについて、電子媒体による調査票の配布・収集方法を主体とする調査方法へ変更するとともに、調査票の様式を単票形式から帳票形式に変更する計画について、特に異論がなく、適当とされた。

(2)の調査事項についてであるが、親会社・子会社の判断基準については、本調査の実施時点までに施行される予定である会社法において、子会社

が「会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」となることを
受けて、出資比率から議決権所有割合に変更するとともに、調査内容を子会
社の有無から子会社の数に変更する計画であった。調査内容を子会社の有無
から子会社の数に変更することについては、親会社・子会社の関係がより詳
細に把握できるようになることから、適当とされた。

親会社・子会社の判断基準については、部会における審議では、上場会社
は実質支配力基準で判断しており、議決権所有割合では実態をとらえられな
いという意見や、しかしながら調査の実態に合ったように工夫すべきである
という意見が出された。調査実施部局から有識者に意見を聞いていただくな
どして改めて検討した結果、会社法に明記されている実質支配力基準による
こととして、その際、実査において紛れを少なくするような表現とすること
が適当であるとされた。そのような表現で調査票の案では記している。

なお、法務省が昨年末に実施したパブリックコメントにかけられた会社法
施行規則（案）によれば、親会社・子会社の定義は現行の財務諸表等規則と
ほぼ同一の内容となっている。

その他の調査事項並びに結果集計については、答申（案）につけ加えるこ
とはない。

「2 今後の課題」であるが、本調査は、現在検討が進められている経済
センサスが創設されれば、本調査の大半の役割はこれに引き継がれることが
予定されている。本調査が果たしてきた事業所・企業の基本構造の把握や母
集団情報としての役割・機能を経済センサスに引き継いでいくことは重要で
あると考え、今後の課題において、本調査の役割・機能を整理した上で、課
題としてまとめた。

まず、近年、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展によってSOHO
等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していること、並びに統
計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できない状
況が生じていることを踏まえ、事業所・企業を対象とした統計調査の母集団
情報を提供するという本調査の役割・機能を果たしていくためには、事業所・
企業の的確な把握に向けての行政記録等の活用や本社等一括調査等の調査手
法の導入について積極的に検討を進める必要があるという点である。

次に、親会社・子会社の名寄せの精度を高め、企業グループの名簿情報を
構築することにより、企業を対象とした統計調査環境の一層の整備を進める
必要があるという点、これを課題として指摘している。

答申（案）についての説明は以上だが、事業所・企業統計調査は、事業所
及び企業を対象とした統計調査の母集団情報を提供する重要な役割を担っ
ている。しかしながら、先ほど課題で説明したが、外観からでは捕捉が困難な
事業所・企業が増加しているとか、調査に対する協力についての意識が変化
してきたとか、統計調査を取り巻く環境が大きく変化している。これに対し
て何らかの対応が早晚必要であると迫られている状況にあると認識している。

要望であるが、調査実施部局を始めとして、関係者の間で従来の調査員調査の在り方について今後十分に詰めていただくようお願いしたいと思う。

[質 疑]

美添会長) それでは、今の報告、説明に対して意見をお願いしたい。

基本的には12月に報告を頂いた計画に沿ってつくられた方針であり、これ以上質問等はないものと思う。論点をまとめていただいた中で、特に課題のところで、将来の経済センサスを念頭に置いて書かれている部分があることは、ここで確認しておくべきことだと思う。名簿の精度を充実させるために、行政記録の活用と本社等一括調査を含めて、基本的な企業調査の手法について更に検討が必要であるということが課題として明示されている。この点は、今後も統計審議会ではいろいろな統計が検討の対象となる際に注意すべきことと思う。

最後に、すべての統計に係る問題であるけれども、調査員調査の在り方について、今後継続的な検討を調査実施部局を中心をお願いしたいという発言があった。この点は大変重要な課題であるが、くれぐれも慎重に、かつ将来を見据えて、今後の統計調査が円滑に進むような視点から、検討をお願いしたい。

特に意見がないということだが、反対ではないことは前回の統計審議会を確認しているので、本件に関してはこの(案)をもって当審議会の答申として採択することとしたいと考えるが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、この(案)をもって答申として総務大臣に対して答申する。

2) 諮問第304号の答申「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料2の答申(案)の朗読を行った。

続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長) それでは、国民生活・社会統計部会の審議の経過とともに、今朗読を頂いた答申(案)について説明する。

まず、部会審議の経過についてであるが、10月14日に諮問された「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」は、10月、11月、12月の3か月の間に5回にわたって審議を行い、答申(案)を取りまとめた。当初、部会審議は4回を予定していたが、大変熱心な議論が行われ、4回の審議では終了せず、結局1回追加をして5回の審議ということになった。そのうち1回目から3回目の部会については、前回までの審議会で報告を頂いているので、割愛させていただく。したがって、資料4の部会の開催状況のうちの第116回(4回目)、それから第117回(5回目)の二つの部会審議に関して説明申し上げたい。適宜この開催状況に関する結果概要を御覧いただきながらお聞きいただきたい。

まず、第116回の部会であるが、12月13日に開催して、前回部会において宿題とされた目隠しシールの貼付の件、2番目として、封入提出が増えるこ

とを想定し、次回調査のための精度検証に向けたチェックフラグの設置の件について審議を行い、それから論点メモの残りの部分、具体的には調査票及び調査事項について審議を行った。

前回部会における指摘事項等への対応のうち、記入者の抵抗感を軽減するための措置としての教育、世帯の年間収入等の調査事項に係る回答箇所への保護シールの貼付に関しては、一応今回はいろいろな条件を考えた上で見送ることとした。その代わりに、調査票配布用封筒を活用するなど、調査票収集時に調査票の申告内容の保護・秘匿が確保できるよう運用を徹底するために、調査従事者への教育・周知の徹底等を図る等の措置を講じるということをお願いした。

次に、近年の調査環境の悪化に伴い、封入提出、郵送提出が増加することが考えられているが、結果精度を検証するため、チェックフラグを調査票に設ける件についてである。これについては、調査票の表紙部分に設定するという調査実施者の案が了承された。お手元の資料2の参考資料のうち、右上に四角で囲った4・5が調査票のA・Bであるが、それを御覧いただければ、例えば調査票Aの表紙の一番下に調査員記入欄、それから都道府県記入欄というのがある。そこにちょっと白く空いているが、これがここでいうチェックフラグの記入欄ということである。

次に、調査票及び調査事項について、論点メモに沿った審議を行った。ポイントは、「スポーツ」の種目の中に「柔道」、「剣道」を追加する案を了承したことであるが、その審議の過程で出された主な意見を御紹介する。

まず一つ目の「○」であるが、「配偶者の有無」に関連して、「未婚」というワーディングに関して、他調査も同様の設計であるから現行どおりとするというのは消極的ではないか、あるいは他調査の結果との接続を行わないのであれば設問を合わせる必要はないのではないかといった意見が出された。具体的には、「未婚」等のワーディングについては、もう少し中立的な表現である、例えば「婚姻経験なし」等に置きかえる方向で将来的には検討するというようにした。

二つ目の「○」であるが、この調査では、「勤め先・業種などの企業全体の従業者数」については、派遣社員の場合は派遣元の従業者数を記入することとしている。したがって、記入者において派遣先の従業者数を誤記入することのないよう、「調査票を記入する前に」という案内等において、取り扱いを徹底すべきであるということである。ただ、派遣社員の場合、派遣元でとらえるのか、派遣先でとらえるのかということに関しては、これはいろいろな調査で問題というか課題になっている点である。今回、この調査の計画に関しては、その点については従来どおりということにしたが、恐らく派遣元・派遣先の把握の仕方に関しては、もう少し複数の調査に関して横断的な検討が必要ではないかと考えている。

三つ目の「○」のところ、連続した休暇の取得の有無・時期に関して、今回は平成8年度と同様、設定することとした。その際、希望として、

休暇取得日数を併せて把握できないか、また、昨今の情勢にかんがみ「連続した休暇」の要件を「1週間以上（日曜・祝日を含む）」とすることは適切かどうか、例えば「10日以上」というのが現在では適当ではないかといった意見があった。ただ、これに関しては、とりあえず平成8年のときの形で今回復活させるということにした。

七つ目の「○」のところだが、「旅行・行楽」について、学業・仕事として行うもの以外のいわゆる「余暇活動」の実態を把握することを原則としている本調査において、「業務出張・研修・その他」としての「旅行」を把握することの是非、把握する必要があるのかどうかについて意見が出された。この点に関しても将来的に検討していただくこととした。

八つ目の「○」のところで、「住居の種類」について、共同住宅の場合の居住階数を把握する案を検討したが、居住階ではなくて、一戸建てか共同住宅か等の住宅の建て方の方を重視する調査項目を設定する方がよいのではないかという意見も出された。これについても今後検討していただくこととなった。

これが第116回の部会である。

次に第117回の部会である。これは資料4の3ページと4ページのところである。5回目の第117回部会は12月27日に開催した。その部会では、前回部会において整理が残された事項と、調査の枠組み及び集計・公表について審議を行うとともに答申（案）に関する審議を行った。

まず、前回部会において整理が残された事項が四つあった。

1点目は、今回追加することとされた1週間以上の連続休暇の取得の有無について、どのような形で調査票に入れるかということである。

2点目は、「学習・研究」のところで、ワーディング等についていくつか確認事項があった。

3点目は、調査票Aの「住居の種類」の部分について、階数をとるのか、あるいは住宅の建て方をとるのか等に関する検討である。

4点目は、封入提出等が増えることが予想されることから、その精度検証のためのチェックフラグを設置するに当たって、どういうレイアウトにするかということであった。

このチェックフラグについてはもう既に御覧いただいているとおりである。この整理の中でポイントは、「住居の種類」に関する調査事項については、住居の建て方、すなわち一戸建てか共同住宅か等や、居住階を追加することについて検討したが、今回は従来どおりということにし、当該調査事項は設定しないという結論を出した。

続いて、調査の枠組みについてである。これについては、平成13年の調査同様、地域集計や家族類型を詳細に区分した集計を行うプリコード方式の調査票A及び「ながら行動」などの詳細な生活行動分類が必要なアンペイドワークに係る時間の分析等に活用するアフターコード方式の調査票Bの2種類の調査票により調査を実施するという今回の計画案であるが、これに関しては

前回導入してまだ2回目ということもあり、時系列的な分析等を可能にするためにも、調査票A及び調査票Bの2種類の調査票により調査をすることが適当であるということで結論を出した。

なお、これに関連して、調査票Aと調査票Bの結果の差異について、その比較が将来的に可能になるよう、それがまた調査に反映されるよう、今後も調査実施部局の方で分析を続けていただくということにした。

次に、集計・公表についてである。今回は、ライフステージ別集計を追加する、親子・夫婦をリンクさせた集計を行う、あるいは高齢者、子供、共働き世帯の夫・妻・子、さらには無業者等に焦点を当てた集計を行うという、集計の充実が図られる計画になっている。これに関しては、ニーズに応えるものであり、妥当ということで了承された。

ただ、集計・公表に係る質疑・意見等の中には、今後検討していただかなければいけない点として、以下のような意見があった。

まず、調査票Aに係る起床・朝食等の時刻について、今は平均時刻だけを集計・公表するという計画であるが、より有効な分析を可能にする観点から、平均時刻以外にその分布情報についても公表することが必要ではないかということである。この点は答申（案）の方に反映させている。

それから、調査票Bについても、子供の生活時間についての結果表が欲しいという要望があった。

さらに、調査票Bについて、今回調査で2回目であるので、前回13年調査との時系列比較が可能となる。新規事項については遡及することは不可能であるが、平成13年と今回の調査との時系列的な比較の観点も入れた集計・公表について考えていただきたいという意見が出された。

以上が論点メモに基づく審議であり、続いて、答申（案）について検討を行った。答申（案）は、修正・検討を要する事項は部会長預かりとして了承されたので、この説明は省略するが、結果としてまとめたのが先ほど朗読していただいたものである。全体として5ページに及ぶ長いものになってしまったが、答申（案）の内容について、説明する。

答申（案）は、構成としては、前文に引き続き、「記」以下で、「1 今回の調査計画について」と「2 今後の課題」という二部構成となっている。このうち前文に関しては、諮問と同じであるので、説明は省略させていただく。

「1 今回の調査計画について」であるが、この中は、（1）調査の枠組みについて、（2）調査対象（標本設計）について、（3）調査票及び調査事項について、（4）調査方法について、（5）集計・公表についての五つからなっている。

まず、（1）調査の枠組みについてであるが、前回答申で調査票A・Bの役割分担が指摘されており、それについて整理したものである。第1パラグラフでは、社会生活基本調査の性格と、調査を取り巻く環境の諸情勢の変化の状況、それに併せてこの調査が経済統計としての重要性を増しつつあると

いうことの指摘。第2パラグラフで、前回同様としたプリコード方式とアフターコード方式の二つの方式を今回の調査においても踏襲することを記述している。第3パラグラフで、調査票Aの役割、調査票Bの役割をそれぞれ評価している。この部分の最後のパラグラフである第4パラグラフでは、結論として、両調査票は相互に補完して必要な統計を整備するものとしている。ただし、この文章は調査票A及び調査票Bの2種類の調査票により本調査を実施することが適当である旨の記載となっているが、将来的にこの方式をずっと固定したまま続けるのかどうか、それに関してはやはりある時期が来たときに検討を必要とする。その意味で、この方式が変更される可能性があるということ を考慮すると、少し語感が強いのではないかという意見もあったが、その意見を受けて、1行目のところで「今回調査においては」という形で、少し表現を弱めている。

次に、(2)調査対象(標本設計)についてであるが、今回、1世帯当たりの平均世帯人員数が減少していることから、前回並みの標本数を維持するために若干調査区数を増やすということに関して、これを妥当としている。

それから、記述として一番多いものが、次の調査票及び調査事項についてである。今回の調査計画そのものについては、本調査へのニーズと記入者負担を勘案し、限られたスペースの中で、多様化した国民の生活行動をよりの確に把握しようとするものであり、評価できるとしている。

そのように評価した上で、生活行動については、前回の13年調査において大幅に項目を削減したわけであるが、国民の多様な生活行動を把握するという本調査の目的からすると、やはり把握しておいた方がよいと考えられるものもかなり含まれていた。それを把握する工夫として、調査実施者にいろいろな形で追加をお願いしたわけであるが、それに対して調査実施者の方でも、設問の配置を入れ替える等、スペースを捻出して、前向きに取り組んでいた。

その結果として、「スポーツ」については、本審議会でも意見として出されたが、我が国の伝統・文化に関するものとして、「柔道」、「剣道」を追加することとした。また、「趣味・娯楽」については、間接的な鑑賞活動として行動者率が高いものであるから、「CD等による音楽鑑賞」と「DVD等による映画鑑賞」を含むこととした。また、高齢社会における統計として整備が望まれるものとして、高齢者の行動者率が高い「写真の撮影等」、

「囲碁」及び「将棋」についても追加することとした。ただ、これは必ずしもこれらが高齢者のものであるということを含意しているわけではない。

次に、世帯員及び世帯の属性に関する事項について、生活時間、生活行動のよりの確な集計・分析に資する観点から、3点、改善を図る必要があるということ を指摘している。それが3ページの2番目のパラグラフのところである。一つ目は、「勤め先などの従業者規模」についてである。これについては、最初の計画では階級区分が「5～29人」となっていたわけだが、それを二つに分けて、「5～9人」と「10～29人」とに分割することである。二

つ目は、「ふだんの1週間の就業時間」について、これは主として国際比較の観点からであるが、「15～34時間」という一つの階級区分を「15～29時間」と「30～34時間」とに分割することである。三つ目として、休暇の取り方と生活行動との関連を多角的な観点から分析することが可能となるように、平成8年の調査と同様に、「連続した休暇の取得の有無・時期」を把握する設問を復活させることにした。

それから、「さらに」という段落で、本調査は調査員による調査票の配布・収集方式による方法を原則としているが、郵送や封入による調査票の提出を希望する報告者が恐らくかなり増加すると予想されている。そのため、調査員の審査を経由しない調査票の提出が増加した場合、それらの調査票の記入内容が結果精度にどのような影響を及ぼすかを検証することが必要であろうと考える。これは次回調査の企画にぜひ反映させるべき点であるので、先ほども触れたとおり、チェックフラグを設けることが適当であると位置付けている。

続いて、(4)調査方法であるが、これは今申し上げたとおり、従来どおり、調査員による調査票の配布・収集方式を原則とするということである。しかしながら、より円滑な調査を実施するためには、都道府県担当職員や調査員に対する研修・訓練の充実、特にプライバシー保護対策に重点を置くことが必要であると考え。この点に関しては広報等を行うとともに、統計調査における秘密の保護、それから個人情報保護と統計調査との関係、さらにはこれは統計法上明記されているわけだが、報告者に課せられた申告義務についてもやはり明示すべきであるとしている。その上で、報告者の方々に理解していただけるような努力をすべきであるということである。

ただ、先ほども少しお話しがあったように、調査員調査全体についての問題点に関して、やはりこの調査もそれらを抱えていることは事実である。事業所・企業統計調査というセンサスとこの標本調査とでは少し性格が異なる点はあるが、調査員調査という点では同じような問題を抱えている。その点に関しては、先ほども紹介があったとおり、別途、将来をにらんだ上で検討をいただければと思っている。

それから(5)集計事項及び結果の公表である。前回答申において、この集計・公表について、ニーズへの対応を指摘している。今回の計画は、まさにこの指摘に対応した形で、集計の充実に重点を置いた計画であり、適当としている。ただし、起床、朝食、出勤、帰宅、夕食、就寝に係る平均時刻に関する集計については、先ほど申し上げたとおり、単に平均時刻だけではなく、分布情報も追加することによって、より有効な分析が可能になるという意見があったので、その点を指摘している。集計、それから公表に関しては、先ほど紹介した参考資料7、それからその参考という形で一覧表が出ている。特にその参考の「結果表題一覧」を御覧いただければお分かりのとおり、かなりの結果表を集計・公表していただくことになっている。

続いて、「2 今後の課題」であるが、一応3点指摘をしている。1点目

は生活行動種目の選定について、それから2点目が調査の円滑な実施の確保について、3点目がデータ利用の拡大についてである。

このうち最初の生活行動種目の選定についてであるが、本調査は、調査の枠組みのところでも記述しているとおり、国民のさまざまな生活実態をとらえることのできる大変貴重な調査であり、統計体系上も非常に重要な役割を担っている。このことを考えると、行動種目をきちんと把握しておかなければならないと考える。そこで、ここは大変難しいところであるが、時系列的な継続性を優先するのか、あるいは時系列的な比較が必ずしもたやすくなくて困難であっても、何らかの形で新しいものを取り入れるべきなのか、その辺は今後検討の余地があると考えている。それに関して今後検討していただくというのが、まず課題の1番目である。

2番目は、調査の円滑な実施の確保についてであるが、この調査は、調査票を御覧いただければお分かりのとおり、その記入内容が、報告者の2日間にわたる生活時間及び生活行動であり、まさに個人に係る情報を詳細に把握している。一度紹介したが、部会の席でも関係者の方から、「ここにはちょっと書きづらいものもある」といった意見もあった。その意味で記入者にとってかなり抵抗感があるような形にもなっており、またページ数も大変多くて、記入者負担も大きいと考えられる。とは言っても、(1)のところ指摘したとおり、大変重要な役割を果たしている調査であるので、この調査が円滑に実施されるためには報告者の理解と協力が何よりも重要であると考えている。したがって、そのような円滑な実施を確保するために、次回調査に向けて、調査方法や調査票の提出方法等について検討を行う必要があるということを書いていく。例えば、生活行動の種目について、毎回一律に把握するのではなくて、1回置き、これは5年周期の調査であるので、例えば10年置きにするとか、あるいはロングフォーム・ショートフォーム方式の調査票を導入する等、いろいろな代案があり得ると思うが、それを今後検討課題としてぜひ検討していただきたいということである。

(3)のデータの利用拡大についてであるが、本調査は、先ほども申し上げたとおり、国民の生活時間の配分や生活行動について詳細に把握するものであり、作成される統計表も、今回計画にあるとおり、さまざまな工夫を凝らしていただき、各種分析が可能となるように努力していただいている。ただし、これはあくまで限られた体制・予算のもとで調査実施者が集計・公表するものであり、おのずと限界があると思う。その意味で、この調査計画にある集計表は標準的な集計表と言えるかと思う。それ以外にも、さまざまな観点からの多岐多様な集計・分析が考えられ、またそのようなニーズも大変強いと思う。それがこの調査の大変大きな特徴であろうかと思う。こうした統計の利用ニーズに対応するため、現在、試験的な形ではあるが、匿名標本データの作成が行われ、学術目的の利用に供されている。今後、更に利用拡大を図る、それは今申し上げた匿名標本データといった具体的な形だけではなくて、あるいはデータアーカイブといった将来の構想ともかかると

も思うが、こうした利用の拡大に関して、ぜひ取組をお願いしたいということである。

以上が答申（案）であるが、最後に部会長として一言だけ述べさせていただくと、本調査は、答申（案）の調査の枠組みにもあるとおり、調査の性格が、開始当初の余暇活動に関する社会調査から、現状ではかなり経済統計としての意味を強く持った統計に変容しているように思う。その意味で、今後、関係者に十分な企画あるいは計画を立てていただくよう検討いただければと思う。先ほど申し上げたとおり、更にその集計を充実するということが、この調査の場合特に重要であると思う。

この5回の審議の中で、生活行動種目の検討、その選定基準の明確化、あるいは先ほど申し上げた集計の充実等に関して工夫・検討をしていただいた。審議の過程で委員の方々からもさまざまな意見があったが、調査実施部局の方で前向きに検討していただき、計画を調整することができたと考えている。その点、部会長として、今回の調査実施部局の前向きの姿勢を評価するとともに、感謝申し上げたい。

それから、答申（案）の「2 今後の課題」における行動種目について何を選択し調査するのか、これも大変頭が痛い問題ではあるが、ぜひ御検討いただければと考えている。

あとは、本年10月の調査実施に向けて万全な準備をいただき、この調査が成功することを期している。

[質 疑]

美添会長) 詳細な報告を頂いた。

ただいまの答申（案）文及び報告について、意見、質問があればお願いしたい。

廣松部会長) 一言だけ補足すると、この審議会でも意見があったとおり、今回、日本の伝統・文化に関するものとして、「柔道」・「剣道」を追加した。ただそのとき、追加する方法として、「日本古来の武道」という一般的な名称という形でとらえた方がいいのか、それともここにある「柔道」・「剣道」という代表的なものを選ぶのがいいのか、それに関してはちょっと意見が分かれたところであるが、一応調査実施部局等ともご相談をして、やはり個別具体的なデータとしてある方が、一般的な武道というよりもいいであろうという判断で、こういう形で「柔道」・「剣道」というものを入れた次第である。

美添会長) 部会に出席した委員から、何か補足があればお願いしたい。

篠塚委員) 詳細に部会長が御報告くださり、ほとんどこれで尽きていると思う。その上で一言申し上げたいのは、今ご説明の中にもあったが、やはり、いかに記入者に書いていただいて、それをちゃんと回収するということが一番難しい、そして大きなテーマだろうと私も思っている。いろいろと回収の方法については意見があって、最終的に答申に盛り込まれた。しかしこの配られている、例えば調査票Aで、ぱっと見たときに後ろの一番目立つところに、年間の収入とか、年齢とか、持ち家であるかどうかとか一番知られたくない情報が出

ているわけである。本当に素朴な感想として、せめてここが見られないようにする工夫ぐらいはしてほしいと部会でも発言したがすでに第1回の部会で議論する段階のときには、これは紙1枚でも増えると予算の問題でもう無理ですということであった。すなわちほとんど議論余地がないところからの出発であった。

それから、9ページなどに生活時間の記入をするところがあるが、私自身も自分でこれをやってみたのだが、このところに線の引き方、定規を用いて白線に真っすぐ記入してくださいとか、こういうのも記入する側になってみるともうちょっといろいろな書きやすい工夫をしなくてはならないと思った。部会も4回ぐらい開催したが、中身の検討に時間がたくさんとられて、具体的な調査票のスタイルまではとても時間が少なく、次に考えましょうといったことが多かった。もう少し何か工夫していただいて、そしてできるだけこのままの形で回収することができる方法を考える。どうしてもだめな場合には封入、さらにだめな場合には郵送といったいろいろなウェイトをつけて考えるべきではないかというのが、今回参加して感じた感想である。

飯島委員) 今、廣松部会長から大変詳細なご説明をいただき、「柔道」・「剣道」という日本古来の武道についても追加していただき、非常に充実した内容だと思うので、これはこれでいいのではないかと私は思う。その上で、ちょっと部会長からもお話があったけれども、派遣社員の把握方法は今後の課題だろうと思う。この2ページの11項目目にあるところの雇用されている人の中に労働者の派遣社員の項目があるが、これは先ほど、派遣元で把握するということであったが、一般の派遣社員を使っている企業は書く必要はないということになるのか。

廣松部会長) 派遣元で書くことになる。

飯島委員) 派遣元で把握するという事は、派遣先の企業は記入する必要はないということか。

廣松部会長) いや、これはあくまで個人である。

飯島委員) なるほど。了解した。

それからもう一つ気になっているのは、先ほど舟岡部会長からお話があり、廣松部会長からもお話があったが、調査票の回収システムについて、こういった調査員調査というのは、本当にこれからも継続できるのかどうか。生活態様の多様化だけではなくて、個人世帯主が非常に多くなったとか、共働きが多くなったとか。一方においては、先ほどもお話があったように、個人情報保護法ができると、法律的には問題ないけれども、調査される方からそれは提出しませんと開き直られたら、それを説得するのはなかなか難しい。もう一つはIT関係の進展もあるので、そういう点を踏まえながら、統計の目的は達成しなければいけないので、その目的を達成するための手段としての調査のやり方については少し重点的に検討して、できるだけ調査員調査に代わる経済的・効率的な調査方法があるのかどうか。そういうものをこのITの進展と絡ませながら、やや中長期的課題かもしれないが、検討していく必要

があるのではないかという感じは強く受けた。

舟岡委員) 本調査は、余暇あるいは日常の活動を通して、行動の仕方や暮らし方をとらえる唯一とも言える調査で、非常に重要な統計だと思う。行動について過去に幾つかの調査事項を削減するようなこともあったが、私の理解では、行動についての調査事項は、客体にとって余り負担をかけない事項だと思う。私が記入する立場に立てば、むしろ、生活時間について記入するのは大変な労力を要するだろうと理解している。答申(案)について、特段の意見があるわけではないが、先ほど部会長から、結果の集計について更に充実させることが必要だという御指摘があった点に、私も同感である。今回いくらか結果表が充実したが、相変わらず、行動と生活時間のそれぞれについて、フェイス事項等と組み合わせて結果集計しているにとどまっている。せっかく同一の対象について行動と生活時間をあわせて調査していて、同一人についての同時の情報が得られるのだから、これらを組み合わせた結果集計を当然考えて良いのではないか。個々人にとってかなり負担の重い調査でありながら、別々に結果を利用するしかないのであれば、生活時間についての調査と行動についての調査を分けて調査することも考えられるわけで、せっかく同一の調査票で実施しているならば、その結果情報の有効な活用に向けて、今後十分研究していただけたらと願っている。

それから、生活時間については、今回、集計結果について分布情報等を公表していただけるということで、これは一歩前進だと思うが、48時間のアナログ情報を調査しているのに、集計結果は、時間の長さで単に区切って、結果を集計するにとどまっている。前後の生活行動との関連が、生活時間の持ち方に大きく関わっていると思うが、その情報を使って集計していない。アナログ情報を活用した集計の仕方が非常に難しいことは理解できるが、分析・検討した結果が有効であるならば、そこから有益な情報を得ることになるので、そうした研究もぜひ行っていただけたらと思う。

美添会長) 封入の話に絡んで、調査票の提出方法あるいは審査の実施状況についてチェックフラグをつけるという方法も関連して報告していただいた。この辺は椿委員が詳しいと思うが、何か意見があればお願いしたい。

椿委員) 私自身は、どちらかというとA票とB票との比較ということに関して相当関心事だった。ただ、今回この種の形で、予想される封入とか、その他の調査形態が比較できる状況の素地をつくっていただいたことは大変ありがたいことだと思う。ぜひこの今回のチェックによって、どういう集団にどのような傾向が出てきたかに関する分析は内部で十分まとめていただければと思っている。

美添会長) 詳細な説明を頂いたので、内容に関してはよく理解できたと思う。反対意見もないようだが、念のために幾つか確認させていただく。

調査項目に関しては、A票、B票で評価されるということであるが、調査の負担も考えて、次回以降更に改善の方向がありそうだとということがあった。具体的な発言はなかったが、今の舟岡委員の発言などを伺うと、生活時間と

行動率に関して何らかの工夫ができるという判断かと思われる。この点は今回の課題として御検討いただきたい。

調査事項に関しては平成8年から13年にかけて大幅に縮小したものが、今回ある程度整合的な形で復元・復活されたということである。これに関しては発言がなかったので私から申し上げるが、通常だと、このような調査項目が増えると、実査に当たる地方、都道府県が大変苦勞される。今回の経緯を伺っていると、必要な統計の重要な項目に対して協力を頂けるとのことであり、この場をお借りして感謝申し上げたい。従来は、必要であっても1項目増やすということに対して非常に抵抗が強かった。人も減らされている中で、今回このような項目を増やすということについては、私も高く評価したい。

それから、調査実施の視点から最後に幾つか指摘されているが、国勢調査も難しくなったということに対しては広報がもう少しできれば協力が増えるだろう。これはいろいろな状況からそう思われるのだが、申告義務を十分周知させる必要があるだろう。秘密の保護は常に謳うのだが、秘密の保護は申告義務と一体になった秘密の保護であるということを調査の実施者は積極的に訴えて、調査をやりやすくするような工夫が必要だと思う。そのようにこの課題を読んでいただきたい。

集計については高い評価を受けているので、調査の実施に向けてぜひ努力していただきたい。

特段反対意見がなかったので、本（案）をもって当審議会の答申として採択したいと考えるが、いかがか。

（異議なしとの声あり）

それでは、総務大臣に対して答申することとする。

これまで2件の答申を頂いたが、両方とも総務省統計局の統計であるので、統計局の江端統計調査部長からごあいさつを頂く。

江端

統計調査部長）まず、答申を頂いた平成18年事業所・企業統計調査の実施計画については、答申の延期要請という異例の事態もあったが、企業統計部会を中心に熱心に審議を頂き、本日無事答申の運びとなったことに対して、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

構造改革の進展に伴い、我が国の事業所及び企業の基本的構造がどのように変化しているのか、これを明らかにするとともに、各種統計調査実施の根幹となる母集団情報を提供する事業所・企業統計調査は、指定統計調査の中でも極めて重要なものと考えているところである。

また、平成18年社会生活基本調査については、調査開始当初の国民の余暇時間における活動の把握に重点を置いた社会調査としての位置付けから、さまざまな経済の動きを社会生活の面からとらえる経済統計の意味合いをも有するものとして、その必要性が改めて高く評価されているところであるが、国民生活・社会統計部会において実施計画を審議していただき、同じく本日答申を頂いたところである。委員の皆様方の熱心な御審議に対して感謝を申

上げたいと思う。

総務省としては、本日の答申の内容を踏まえて、この両調査について所期の成果が得られるよう、万全を期して調査実施事務を進めてまいる所存である。また、今回御心配をお掛けした予算の問題については、必要な予算の確保に引き続き努力してまいる所存である。今後ともよろしく願いいたしたいと思う。

3) 答申事項

諮問第 305 号の答申「船舶船員統計調査の中止等について」(案)

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料 3 の答申(案)の朗読を行った。続いて、清水運輸・流通統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。清水部会長)ただいま審査官の方から朗読された答申(案)に関連して、部会審議の経過について説明を申し上げる。

本件については、昨年 12 月 9 日の第 632 回統計審議会に諮問され、その審議を運輸・流通統計部に付託されたものである。審議は私が作成した論点メモに沿って実施されたが、部会は 12 月 15 日に開催した。部会における審議の結果概要については、お手元の資料 4 であるが、部会の開催状況の中の第 119 回運輸・流通統計部会の結果概要に示されている。なお、説明の便宜上、その一部を援用しながら説明申し上げたいと思う。

まず、船舶調査についてであるが、その中止計画の背景と骨子を申し上げれば、先ほど朗読の中でも触れてあったが、内航海運業法の改正により、平成 17 年 4 月より内航船舶の適正船腹量の策定が中止されることになった。これに伴って統計調査の行政ニーズが低下したこと、これが中止計画の一つの背景である。それから、業界団体等、民間の船舶関係資料により代替可能な資料が得られること等により、船舶調査についてはこれを廃止するという計画であった。

部会においてこの中止計画について審議を行った結果、民間の資料等が網羅的に整備されているという観点、それから行政ニーズの低下と、行政以外のいわば民間ニーズには十分に対応できる資料が存在すること等から、本調査の中止計画については適当であるという結論を得た。

次に船員調査であるが、この船員調査の中止計画の背景と骨子をかいつまんで申し上げれば、まず船員数が最盛期の 3 割程度にまで減少しているということが背景にある。船員法に基づく事業状況報告と重複・類似した項目があり、かつ調査実施日も同日、さらには船員調査で調査してきた事項は船員法に基づく事業状況報告と船員異動状況調査(仮称)という承認統計調査によって把握することができるということで、この船員調査についても中止することが計画されたわけである。さらに今度は、船員調査を補完する調査として実施している船員需給総合調査(承認統計調査)を全面的に見直すこと等がこの中止計画の背景と骨子をなしているわけであるが、部会における審議の結果、幾つか議論があった。

まず、同一客体に同時期に事業状況報告と承認統計調査の二つが行われることについては、客体の負担が軽減されるように配慮することが必要であるという意見があった。事業状況報告等の結果については、これまで同様の公表が行われるようにすること。これは公表されることになっている。それから、船員調査を中止し、必要な事項を船員法に基づく事業状況報告及び船員異動状況調査（仮称）（承認統計調査）で把握することができるということであるので、先ほどの中止計画については適当であると結論づけられた。

さらにもう1点、船員調査を補完する調査として実施している船員需給総合調査については、承認統計を見直した上で、船員の異動状況に限定した調査に変更すること、この点についても適当であるという部会の結論を得た次第である。

それらの部会における審議経過を踏まえて、答申（案）についてもこの部会において審議を頂いた。その結果、ただいま審査官の方から朗読がありました答申（案）に至った次第である。

この諮問の答申（案）に係る部会審議については、中止計画の内容等々にかんがみて、1回の部会審議でもって答申（案）の審議にまで至り、特段意見がなかったことから、答申（案）を得て、本日統計審議会にお諮りした次第である。

[質 疑]

美添会長）ただいまの報告と答申（案）に関して、何か意見、質問があればお願いしたい。

民間からの業務報告等で代替可能な統計であることも確認しており、今回の統計は中止しても需要に対応できるという確認ができていると思われる。

特段反対がなければ、本（案）をもって当審議会の答申として採択したい。それでは、この（案）を総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申に関し、国土交通省総合政策局の藤井情報管理部長からごあいさつを頂く。

藤井

情報管理部長）ただいま船舶船員統計調査の中止等について答申の運びとなった。部会長の清水先生を始め、熱心な御討議を頂いた委員の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思う。

当省としては、省内の関係者からなる交通統計改善検討委員会といったものを設置して、現行統計の改廃あるいはまた新規統計の創設など、統計利用者の視点に立った統計データの加工・提供など、将来を見据えて統計ニーズに的確に対応していくということで、抜本的な見直しを逐次進めているところである。今後とも関係者のお力添えを得ながら積極的に改善を進めてまいりたいと思うので、引き続き委員の先生方のご指導をよろしくお願い申し上げて、御礼のごあいさつとしたいと思う。

(2) 部会報告

1) 第100回農林水産統計部会

平成17年12月19日に開催された第100回農林水産統計部会（議題：「海面漁業生産統計調査の改正について」）の開催結果について、本審議会を欠席された須田部会長に代わり舟岡部会長代理から報告が行われた。

なお、平成17年12月13日及び平成17年12月27日に開催された第116回及び第117回国民生活・社会統計部会（議題：「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」）並びに平成17年12月15日に開催された第119回運輸・流通統計部会（議題：船舶船員統計調査の中止等について）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

[質 疑]

美添会長）意見、質問等があれば、お願いしたい。

廣松委員）これは前回の審議会でも申し上げたことであるが、大変体系的に整理されてよくなったと思うが、やはり過去のデータの継続という観点も必要であろうとも思うので、その点に関しては部会の場で改めて調査実施部局の方のお考えを伺った上で判断したい。

美添会長）伺ったところ、調査を体系化することにより大幅に改善できるということのようだが、引き続き次回の部会で検討をお願いしたい。部会長には部会長代理を通じてよろしくお伝え願いたい。

(5) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官から、平成17年12月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「民間給与実態統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料5による報告が行われた。